

令和 2 年度

第 10 回 第二農地部会 定例会 議事録

令和 3 年 1 月 28 日 (木)

頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

令和2年度 第10回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和3年1月28日(木) 午後2時00分
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

19番 上野 栄一	5番 岸田 健	1番 小山 一成
9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一	17番 岩崎 欣一
18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子	21番 望月 博
22番 山本 誠信	24番 笠原 浩一	2番 五十嵐 隆一

(2) 農地利用最適化推進委員(14名)

(安塚区) 高波 澄男、青田 俊一
(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一
(大島区) 高橋 三登一
(牧 区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道
(柿崎区) 小池 孝志
(大潟区) 細谷 正夫
(頸城区) 上井 康二
(吉川区) 中嶋 琢郎、常山 哲夫
(三和区) 福原 弥

2 欠席委員

(1) 農業委員…なし

(2) 農地利用最適化推進委員…(大島区)田邊清一、(柿崎区)宮川武彦、長井恒夫、(頸城区)大島伸一、(三和区)高橋浩一の5名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主 事	中村 駿	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任 佐野 謙一
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	小林 貴広	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	主 任	上田 良広	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

18番 長瀬一成 20番 竹原よし子

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第 4 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

③大島区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第 3 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第 3 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第 5 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

5 会議

柿崎区 駐在室長	【1. 開会】 午後2時00分 それでは、これより令和2年度第10回第二農地部会定例会を開催いたします。
柿崎区 駐在室長	【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、初めに上野部会長からごあいさつをお願いいたします。 (上野部会長あいさつ)
柿崎区 駐在室長	それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
議 長	【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	本日は、出席委員15名全員であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員14名、欠席推進委員5名です。
議 長	【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 18番長瀬一成委員、20番竹原よし子委員を指名いたします。
議 長	【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。 21番望月博委員の発声をお願いします。 (全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	【6. 議事】 これより、議案等の審議に入ります。
議 長	＜安塚区駐在室の議案＞ 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞ 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局

の説明を求めます。

安塚区
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願ひします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

1頁をご覧ください。番号2101番の1件です。

農業経営基盤強化促進法第18条による貸貸借ですが、借受人の労力不足のため解約し、他者へ貸し付ける予定です。現在、新たな受け手の確保を模索しており、受け手が決まり次第、上程する予定です。

なお、それまでの間、農地の管理を指導しております。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。議案書は2頁をご覧ください。

1の利用権設定ですが3年を超え6年以内が8件、6年を超え10年以内が1件、計9件、借り手人数4名、貸し手人数9名です。

利用権を設定する土地は、田37筆、19,297.00㎡、畑2筆、171.00㎡で、再設定8件、新規設定が1件です。2利用権移転、3所有権移転はありません。

詳細については、3頁の番号2101番から5頁2109番までの9件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定1件についてご説明いたします。

4頁をご覧ください。番号2108番で、期間が満了するにあたり、旧借り手の高齢化による労力不足のため、新たに地域の認定農業者に依頼するものです。

なお、これら9件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。
議案書は6頁をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の決定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。

2の権利の移転が1件、権利を移転する土地は、田1筆、1,003.00㎡です。

それでは、詳細についてご説明いたします。7頁をご覧ください。番号2101番で、旧借手が労力不足のため契約の途中ですが、地域の認定農業者に耕作を移転するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<浦川原区駐在室の議案>

議 長

浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

浦川原区 駐在室	<p>浦川原区駐在室です。よろしくお願ひします。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。番号 2501 番の 1 件です。</p> <p>本案件は、ブドウ栽培を計画する新規就農者が、高齢化したブドウ農家から農地を借り受けるものです。</p> <p>議受人の状況につきましては、議案書の最後にお付けした調査書のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について同意することに賛成の方は挙手願ひします。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は 2 頁をご覧ください。 1 の利用権設定ですが 3 年を超え 6 年以内が 1 件、6 年を超え 10 年以内が 1 件、計 2 件、借り手人数 2 名、貸し手人数 2 名です。</p> <p>利用権を設定する土地は、田 5 筆、6,638 m²、畑 7 筆 1,650 m²で、すべて再設定です。2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、3 頁の 2501 番から 4 頁の 2502 番までの 2 件を掲載いたしましたので、ご覧ください。</p> <p>なお、これら 2 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願ひします。</p>

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。

議案書は5頁をご覧ください。1権利の設定は、5年以上10年以内が4件で、借り手人数は4名です。権利を設定する土地は田48筆44,382㎡で、新規が4件になります。

2権利の移転はありません。

詳細については、6頁2501番から2504番の4件になりますので、ご覧ください。この4件は、全て人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第4号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について>

議 長

議案第4号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

なお、本案件については、初めて本農地部会に上程することから人・農地プランの実質化に向けての取り組み等の詳細について、本日、農政課より担当者が出席しておりますので、まず、担当から概要について説明してもらいます。

農政課

農政課です。よろしくお願いたします。

市町村が人・農地プランを公表する際は、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第22条の第3項の規定により、効率的かつ安定的に農業経営を営む

者その他の者によって構成する会議を設け、その意見を聞くこととなっております。これまで当市では、この会議を人・農地プラン作成検討会が担っていましたが、今回から意見照会の場合、同じく効率的かつ安定的に農業経営を営む者その他の者が所属する農業委員会としたものです。

人・農地プランの実質化とは、次の3つが行われている場合、実質化されていると判断することとなっております。

1つ目は、「おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること」で、これは農業委員会のアンケート調査を活用しております。

2つ目は、「アンケート調査等で把握した地域における農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていること」で、本来であれば年齢階層別の就農や後継者の有無を色分けした地図を作成するべきところですが、農地情報公開システムで国の望む形での地図が作成できなかったため、県と協議し、地図に直接記載はしていませんが、農業委員会のアンケート調査から年齢階層別就農状況や後継者の有無等を記載したアンケート調査結果と農地情報公開システムから出力した白地図に農地を表示した地図をセットにして現況把握をしております。

3つ目は、「5年から10年後に農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針について地域の話合いにより定めること」で、地域の皆さんの話合いにより将来方針を定めて頂いております。

また、既存の「人・農地プラン」の地区内の過半の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている区域は、既に実質化されている人・農地プランと判断できるとされているところですが、当市の対応といたしましては、既に実質化されているプランとして申出があった場合でも、市が行う集落懇談会を行わないまでも、アンケートの実施、地図による現況把握、地域の話合いによる将来方針を作成し、実質化された人・農地プランの案を提出していただくこととしております。

以上のことを踏まえ、今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針等について、各集落で話合いの上、実質化された人・農地プランの案を作成・提出されたものですのでご覧いただきたいと思います。

今後も、各集落から実質化された人・農地プランの案の提出に合わせて農業委員会へ意見照会をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

大滝委員

人・農地プランの実質化は12月末で約3割と聞いている。プランは県内に815プラン、うち上越市が555プランと上越市が非常に多い。多いほうが良いのか、少ないほうが良いのか。経営体が広域化している中で、規模の小さい集落単位のプ

ランを実質化の中で統合したほうが良いのか疑問がある。学校区単位くらいにしたり、中には市町村で一つのプランのところもある。地域で検討したほうが良いのではないか。上越市はあまりにも多すぎると思う、経営体が広域化するといくつものプランに入ることとなり面倒でもある。農政課としてどう考えているか。

農政課

農家組合長さんに説明した際に、地域で統合したほうが良いとの意見が整えば統合はできると話している。

実質化が終わっているところ、これからのところもあるが中でも 30~40 のプランを二つにまとめようとしている所や 3 プランを一つにまとめた所もある。地域での話し合いの中で意見がまとまれば統合して差し支えない。出作、入作もあるため、地域の実情に合わせて検討していただきたい。

大滝委員

山間地へ行くと集落に 2~3 人しか農家がないところでのプラン作成は難しいと思う。数集落統合した方が良いと考えている。

議 長

ほかにご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

それでは、議案第 4 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第 4 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」ご説明いたします。

議案書は 7 頁をご覧ください。実質化された人・農地プランは、23 件です。

対象地区 23、地区内集落は同じく 23、区域内農地 267.2ha、近い将来の農地の受け手の状況は中心経営体が 73、出し手は 27 名で 11ha となっています。

8 頁に地区ごとの一覧表を掲載しました。

また、本日配布しました各地区の個表も併せてご覧ください。

8 頁をご覧ください。番号 1 番から 10 番は、平場が多く、ほ場条件も比較的よい地域であり、経営規模の大きい個人担い手や農業法人がいる地域です。番号 11 番から 23 番は山間部の未整備のほ場が多い地域であり、高齢化のため農地の維持管理が厳しい状況にあります。

浦川原区の特徴的なプランについて、ご説明いたします。

番号 2 番の有島は、中心経営体として集落外の農業法人 4、個人 2 名を位置付けています。農地面積は 18.6ha、担い手への集積率は 66%となっています。今後貸付希望のある農地については、農地中間管理機構をとおして農地集積を図ることとしています。

番号 10 番の山本は、中心経営体として、集落内の個人 1 名、集落外の新規就農

者 1 名、集落外の農業法人 1 を位置付けています。農地面積は 38.9ha、担い手への集積率は 44%となっています。ブドウ栽培が盛んな集落であり、新規就農者はブドウ栽培に取り組んでいます。今後貸付希望のある農地については、農地中間管理機構をとおして農地集積を図ることとしています。

番号 12 番の真光寺は、中心経営体として集落内の個人 2 名を位置付けています。農地面積は 5.1ha、担い手への集積率は 19%となっています。ほ場条件を考えると、今後の農地の集積は難しいとのこと。

番号 21 番小谷島は、中心経営体として集落外の農業法人を位置付けています。農地面積は 7.2ha、担い手への集積率は 10%です。農業者の年齢が 50 歳から 60 歳代であり当面は現状維持が可能としており、将来の農地利用は中心経営体である農業法人と協議することとしています。以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

＜大島区駐在室の議案＞

議 長

大島区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

大島区駐在室です。よろしく申し上げます。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

1 頁をご覧ください。2935 番、2936 番の 2 件は、農業経営基盤強化促進法による賃貸借です。解約事由は、高齢による労力不足です。返還後の利用計画については、他者へ貸し付け予定です。

なお、貸出人には、農地の管理を指導していきます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

2 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。1 の利用権設定の内訳は、3 年を超え 6 年以内が 6 件で合計 6 件です。借り手 2 名、貸し手 6 名で利用権を設定する土地は、田 32 筆 30,535 m²で、新規 4 件、再設定 2 件です。2 利用権移転、3 所有権移転はありません。

新規の利用権設定についてご説明いたします。3 頁の番号 2901 番、2902 番、2903 番、2905 番の 4 件共に、大島農業振興公社による円滑化事業での賃貸借期間が満了したことで、耕作者を変えずに相対で 2901 番は使用貸借、その他 3 件は賃貸借で貸し付けるものです。

なお、これら 6 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について>

議 長

議案第 2 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

4 頁、議案第 2 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」説明いたします。対象地区 20 件、地区内集落 20 件、区域内農地面積が 420ha 中心経

営体数が 36 経営体、農地の出し手は 7 名で 3.5ha となっています。

5 頁から 6 頁に地区ごとの一覧表を掲載しました。

また、本日配布しました各地区の個表も併せてご覧ください。

大島区の特徴的なプランについて、ご説明させていただきます。5 頁をご覧ください。

番号 4 番の三竹沢は、地域内の耕作者が 3 名しかおらず、後継者や他の地区の農業者による耕作が見込めないことから、今後、耕作放棄地が増加する恐れがあります。

番号 9 番の大島は、近い将来の農地の出し手が 3 名いるものの、中心経営体が 4 名いるため、安定した営農と農地の集約化が見込まれます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪牧区駐在室の議案≫

議 長

牧区駐在室管内分の案件を審議します。

議案審議の前に前回の部会で五十嵐委員より質問のあった、合意解約の筆と面積に対して利用権設定の筆数と面積が少なくなっている理由について事務局の説明を求めます。

牧 区

駐在室

牧区駐在室の井田です。よろしく願いいたします。

五十嵐委員より質問のありました合意解約、番号 3345 番、田 3 筆、3,247 m²に対して利用権設定、番号 3475 番、田 2 筆、2,745 m²の差異についてご説明いたします。

本案件は借人の都合により田 3 筆、3,247 m²を合意解約し、法人との協議により耕作利便の良い田 2 筆、2,745 m²を利用権設定し、残り 1 筆 502 m²については自作するために差異が生じたものです。以上でございます。

議 長

五十嵐委員よろしいでしょうか。

五十嵐

わかりました。

委員	<u>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u>
議長	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
牧区 駐在室	<p>説明の前に議案書の加筆をお願いいたします。</p> <p>議案書表紙の目次3列目、議案第3号「実質化された人・農地プラン案に係る意見について」となっておりますがプランと案の間に「の」の加筆をお願いいたします。</p> <p>議案1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。</p> <p>1 利用権設定ですが、期間3年以内2件、期間3年超、6年以内2件、6年超、10年以内2件で合計6件、借り手、貸し手共に6名です。利用権を設定する土地は田21筆、14,525㎡、畑1筆、23㎡で、再設定4件、新規2件です。</p> <p>2 利用権移転、3 所有権移転はございません。</p> <p>詳細は2頁3301番から4頁3306番までの6件を掲載いたしましたのでご覧ください。</p> <p>それでは、新規案件の説明をいたします。3頁の3303番、4頁3305番の2件共これまで貸し手が自作していた農地を、高齢による経営縮小により、地元の認定農業者に貸し付けるものです。</p> <p>なお、これら6件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議長	<u>＜議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について＞</u>
議長	議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。
牧区	議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。

駐在室	<p>5 頁をご覧ください。1 の権利の設定です。5 年以上 10 年以内が 1 件、借り手は 1 名で、権利を設定する土地は、地目が田で 4 筆、5,859 m²で新規 1 件です。2 の権利の移転はなしです。</p> <p>それでは 6 頁、番号 3301 番をご覧ください。地域の担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるもので賃借料、内容についてはご覧のとおりです。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第 3 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について></p> <p>議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>議案書 7 頁をご覧ください。「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」番号 1 番から 13 番までの 13 件です。</p> <p>対象地区 13、地区内集落は同じく 13、区域内農地 194.4ha、近い将来の受け手の状況は中心経営体 51、出し手 9 名で 4.5ha となっています。</p> <p>8 頁に地区ごとの一覧表を掲載しました。</p> <p>また、本日配布しました各地区の個表も併せてご覧ください。</p> <p>それでは、今回実質化された人・農地プラン案の特徴的なプランについてご説明いたします。</p> <p>8 頁をご覧ください。番号 1 番の宮口、番号 11 番宇津俣、番号 12 番棚広新田、13 番川井沢は基盤整備が成され、法人が中心経営体として担っており安定した経営が継続されている地区です。番号 3 番東松ノ木、番号 4 番柳島、番号 6 番高谷、番号 7 番泉、番号 10 番上牧は、個別経営体に半数近くの耕地が集約されており経営が継続されていますが、未整備田で利便性の悪い農地で直接支払いの該当田を除いて未耕作地となっており耕地の荒廃が進んでいます。番号 2 番山口、5 番樫谷、8 番上昆子、9 番桜滝は高齢になった耕作者が大半を占め、地区内に中心経営体が無いことから集約が進まず未整備田の荒廃が進んでいます。今後、周辺の経営体へ積極的に集積を進め、集落農地の維持を図っていききたいとの方針であります。</p>

今回ご審議いただく 13 の案件は、いずれも地区内の過半数の農地が集積されていないまでも、アンケートの実施、地図による現況把握、地域の話し合いで将来方針が作成されております。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

＜柿崎区駐在室の議案＞

議 長

次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願ひします。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。

1 頁番号 3728 番から 3704 番の 6 件です。番号が飛んでいるのは、最初の 2 件が 12 月中の受付で、3 番目の 3701 番から 3704 番までは 1 月に入ってから受付で暦年での番号処理のためです。3704 番が農地法第 3 条許可による賃貸借で、他は農業経営基盤強化促進法による賃貸借によるものです。

3728 番と 3729 番の借受人は同一で、高齢化による労力不足のため解約し、3728 番の地主が 2 件とも耕作することになるものです。

次に、3701 番は借受人の高齢化による労力不足のため解約し、他者へ売却するものです。

次に 3702 番から 3704 番までの 3 件は農地中間管理機構へ貸し付ける案件です。解約の事由として 3702 番は借受人の労力不足によるもので、3703 番、3704 番の 2 件は借受人の要望によるものです。

なお、備考欄に返還後の利用計画の頁と番号を記載しましたので併せてご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。議案書は2頁をご覧ください。

1の利用権設定の内容は、3年以内が6件、3年を超え6年以内が17件、6年を超え10年以内が10件、10年超が5件で合計38件、借り手人数22名、貸し手人数37名です。

利用権を設定する土地は、田82筆122,694㎡、畑5筆5,026㎡、再設定が21件、新規設定は17件です。

次に、2の利用権移転は2件、借り手人数2名、貸し手人数2名利用権を移転する土地は田6筆、13,002㎡です。

3の所有権移転は、2件で買い手人数2名、売り手人数2名、所有権を移転する土地は田4筆、9,450㎡です。

詳細については、3頁の3701番から11頁3742番までの42件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

最初に所有権移転の説明をいたします。

11頁をご覧ください。3741番、3742番の2件です。

まず3741番は高齢により農地の整理をしたいとの事で耕作している譲受人と相談し、無償譲渡で話がついて所有権移転するものです。

次に3742番ですが、親から相続を受けた譲渡人に旧耕作者から高齢による労力不足のため解約したい申出があり、そこで耕作者を捜していたところ現譲渡人と話がついて売却するものです。金額については、総額での価格設定のため10a当り単価は割り返した金額になっています。

次に、新規の利用権設定の説明をいたします。

4頁、番号3709番から3713番までの5件と9頁3734番から3738番までの5件の合計10件は農地中間管理機構へ貸し出すものです。

5頁3715番は報告案件で農地法第18条第6項の規定による合意解約された農地を地域の認定農業者に新たに貸し付けるものです。

次に3719番、3720番は旧借り手と農業経営基盤強化促進法により貸し付けていましたが、期間満了に伴い地域の認定農業者に貸し付けるものです。

次に7頁3730番、8頁3731番、3732番の3件は農地法第3条の使用貸借で耕作していましたが、借り手の労力不足により解約し近隣で耕作している農家に貸し付けるものです。

次に8頁3733番は農業経営基盤強化促進法により貸し付けていましたが、期間満了に伴い耕作者の労力不足により更新せず、近隣で耕作している農家に貸し付けるものです。

次に利用権移転の説明をいたします。

10頁3739番、3740番の2件共に旧借り手の高齢による労力不足により、近隣で耕作している担い手に利用権移転するものです。

なお、これら42件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜大潟区駐在室の議案＞

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について＞

議 長

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

大潟区駐在室です。よろしく申し上げます。

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号4617番は上小船津浜地内の登記簿地目「畑」面積96㎡を資材置場として利用するため売買するものです。位置図は2頁をご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等ないようですので、本件について承認します。

＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。
3 頁をご覧ください。

1 の利用権設定です。3 年を超え 6 年以内が 1 件、借り手人数 1 名、貸し手人数 1 名です。利用権を設定する土地は、地目が田で 1 筆、面積は 1,270 m²で再設定 1 件です。2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。

利用権設定の詳細は 4 頁に掲載いたしましたので、ご覧ください。

なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜頸城区駐在室の議案＞

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

頸城区

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告

駐在室	<p>いたします。議案書は1頁をご覧ください。番号5301番の1件です。</p> <p>契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借で、「合意解約の事由」は借人の要望、「返還後の利用計画」は他者へ貸付です。これまで貸人と借人との間で利用権設定していた「田」について、農地中間管理機構を通じた転貸へ変更するものです。備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><報告第2号 農用地利用集積計画変更について></p> <p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は2頁をご覧ください。番号5504番から5508番までの5件です。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は3頁をご覧ください。1の利用権設定の内訳は、3年以内が3件、3年を超え6年以内が5件、6年を超え10年以内が5件、10年を超えるものが1件計14件で、借り手人数は13名、貸し手人数は14名です。利用権を設定する土地は、地目が「田」で42筆、108,082㎡、「畑」が6筆、1,291㎡で再設定10件、新規設定4件です。2の利用権移転はありません。</p> <p>3の所有権移転です。件数は2件、買い手人数は2名、売り手人数は2名、所</p>

有権を移転する土地は、現況地目が「田」で10筆、27,129㎡、「畑」が5筆、1,055㎡、「その他」この場合は「原野」であります、1筆、236㎡です。

はじめに3の所有権移転の明細についてご説明いたします。

議案書は8頁をご覧ください。番号5544番、5545番の2件です。

2件ともに譲渡人の資産整理の観点から、譲受人に売却、所有権移転するもので、対価額ならびに10a当の単価は、双方協議により設定したものです。また番号5544番につきましては、売却後、譲受人自身が代表を務める法人に貸し付けるものであります。

次に新規の利用権設定4件についてご説明いたします。

議案書は戻って5頁、番号5301番です。これまで貸人と借人との間で利用権設定していた「田」2筆について、利用権設定期間満了から1年以上経過したため、新規で利用権設定するもので実情は再設定です。次に議案書6頁、番号5302番です。関連案件である議案書8頁、番号5544番においてご説明いたしましたとおり、購入した農地を譲受人自身が代表を務める法人に貸し付けるものです。次に番号5303番です。これまで貸人と借人との間で利用権設定していた「田」8筆について、借人の要望により合意解約し、新たに農地中間管理機構へ貸し付けるものです。合意解約につきましては先月12月の農地部会において報告済でございます。次に7頁、番号5304番です。関連案件である議案書1頁、番号5301番のとおり合意解約後、農地中間管理機構へ貸し付け、その後は借人が再度借り受けるものです。

これら16件の案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

長瀬委員

議案書8頁の番号5544番ですが、10a当りの対価額「無償」となっているのはどういうことか。

頸城区
駐在室

10a当りの買収単価につきましては、地目「田」に係るものであり、その他の農地については「無償」ということであります。

長瀬委員

少し分かりづらい表記だが了解しました。

議 長

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。
議案書は9頁をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の決定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。

1の権利の設定の内訳は、5年以上10年以内が1件、10年を超えるものが1件計2件で、借り手人数は2名です。権利を設定する土地は、地目が「田」で9筆、34,447㎡、新規設定2件です。議案書は10頁、11頁をご覧ください。番号5325番、5326番の2件です。地域の担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるもので賃借料、内容についてはご覧のとおりです。

それからご覧いただいている議案書の番号について補足申し上げます。

農業委員会事務局では、議案書の番号は「年度」でなく、「暦の1年(1月から12月)」という括りのなかで整理あるいは管理しており、さらに各区に番号が割り振られております。参考に頸城区の番号は、「5301番～6200番」までとなっております。今月の頸城区における議案書の番号は、5500番台、5300番台が混在しておりますが、各案件の受付月によって管理しているためであり、昨年12月までに受け付けたものは5500番台(11月分からのつづき番号)、また今年1月に入り受け付けたものは、5301番から付してございますので補足いたします。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長 **＜吉川区駐在室の議案＞**

次は吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長 **＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞**

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区駐在室 吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。

1頁、番号6241番、6242番の2件です。

当該農地は、基盤強化促進法による利用権設定がされておりましたが、地区の圃場整備が完了したことに伴い、換地後の農地集積をするために、合意解約したものです。

返還後は、地区の担い手農家に利用権を設定することとなり、後段の議案によりご審議いただきます。

なお、関連案件の頁、番号を備考欄に記載しましたので、ご覧ください。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。

議 長 **＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞**

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区駐在室 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、期間3年以内が10件、3年を超え6年以内が3件、6年を超え10年以内が3件、10年超が1件で合計17件、借り手9名、貸し手16名で、利用権を設定する土地は、田が51筆54,794㎡、再設定9件、新規8件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細は、3頁の6201番から7頁6217番までの17件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定の説明をいたします。

3 頁の番号 6205 番は自作していましたが、労力不足により耕作出来ないため、地域の担い手に貸し付けるものです。

6206 番は、圃場整備の換地後集約を図るため地域の担い手に貸し付けるものです。

4 頁 6210 番は自作していましたが、高齢による労力不足のため集落の農業生産法人に依頼する案件です。

次に 5 頁 6211 番、6 頁 6216 番は、以前より経営基盤強化促進法で賃貸借契約を設定しておりましたが、期間満了から日が空いたことから新規扱いとなったもので、実質の再設定案件であります。

次に 6 頁 6214 番は、先月農地法第 18 条第 6 項により合意解約した農地を地区の認定農業者に貸し付けるものです。

6215 番は自作していましたが、労力不足で離農することになったため、6214 番と同じ認定農業者に耕作を依頼する案件であります。

6217 番は離農する農地を県農林公社へ貸し付けするものです。

以上、これら 17 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。議案書は 8 頁をご覧ください。

1 権利の設定は、期間 5 年以上 10 年以内の 2 件、借り手人数 2 名、権利を設定する土地は田 19 筆、30,012 m²、新規 2 件です。

2 権利の移転はありません。

詳細は9頁に記載しましたのでご覧ください。

この2件は、全て人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見、ご質問がないようなので、本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第3号「実質化された人・農地プラン」の案に係る意見について>

議 長

議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案書10頁をご覧ください。実質化された人・農地プラン、番号1番から14番までの14件です。

対象地区14、地区内集落は同じく14、区域内農地239.4ha、近い将来の農地の受け手の状況は中心経営体が29、出し手は16名で25.7haとなっています。

11頁に地区ごとの一覧表を掲載しました。

また、本日配布しました各地区の個表も併せてご覧ください。

では、今回、実質化された人・農地プラン案の特徴的なプランについて、ご説明いたします。

11頁をご覧ください。

番号1番から9番までは吉川区でも比較的山間部である源地区の9集落です。高齢化が進んで集落内農地の維持管理が精いっぱいという状況で、石谷などでは新たな新規就農者がいないと集落農地を維持できないというところもあります。いずれの地区も、今後の農地利用は現状を維持していくとしております。

10番の入河沢は、全般的に水の確保が難しい集落で、地区農業者の高齢化に伴って農地の維持管理が困難になりつつあるため、隣接集落の農業生産法人を中心経営体としておりますが、受け手の生産法人も他集落までなかなか手を広げられないとの事情があります。

11番の川崎、13番の赤沢、14番の下中条は、現在、個別経営体で集落の農地が維持されていますが、現耕作者が高齢になり労力が不足するにつれて、後継者

がないことから、徐々に中心経営体に集約されると思われる地区です。集落に農業生産法人はなく、旧来の個別経営体が頑張っている分、中心経営体への集約が進んでいないという実情にあります。

12番伯母ヶ沢は、若い担い手がいなく、隣接集落の農業生産法人を中心経営体として、集落農地を維持していきたいとの方針であります。

今回ご審議いただく14の案件は、いずれも地区内の過半の農地が集積されていないまでも、アンケートの実施、地図による現況把握、地域の話合いで将来方針が作成されております。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

《三和区駐在室の議案》

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

《議案第1号 農地法第3条許可申請について》

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号8601番の1件です。

8601番の1件は、近隣で耕作をしている譲受人が規模拡大のため売買により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について>

議 長

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。番号8601番、8602番の2件です。

最初に8601番の1件を説明いたします。

3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請農地は三和区井ノ口地内の畑1筆359㎡です。

申請者夫婦は現在、市内のアパートで暮らしていますが、住まいが手狭であること、また、子育てなど将来の事を考え、申請地に一般個人住宅を建築するものです。

申請農地は、圃場整備された10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第1種農地に該当しますが、周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設に該当するため、許可は可能となります。土地利用計画は住宅1棟・建築面積95.23㎡、カーポート25.32㎡で建蔽率は33.58%です。工事期間は、令和3年3月28日から令和3年9月30日までです。

転用にあたり、生活排水は農業集落排水により処理し、雨水は自然浸透することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

次に8602番の1件を説明いたします。

5頁に位置図、6頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請農地は三和区井ノ口地内の畑1筆109㎡です。

申請者は実家の建て替えを計画し、両親との同居を希望していますが、駐車スペースが狭いため住宅に隣接する申請地を駐車場、堆雪場として利用するものです。

申請農地は、圃場整備された10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第1種農地に該当しますが、周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設に該当するため、許可は可能となります。土地利用計画は住宅1棟・建築面積76.18㎡、カーポート12.03㎡、駐車場43㎡、堆雪場66㎡、建蔽率は34.83%です。住宅の玄関先は土間コンクリートの施工を予定しています。工事期間は、許可日から令和3年8月31日までです。

転用にあたり、生活排水は農業集落排水により処理し、雨水は県道に接した敷地内の側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用

ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。
以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。議案書は7頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が1件、借り手人数1名、貸し手人数1名です。利用権を設定する土地は、田が3筆12,311㎡、再設定1件です。2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、8頁8761番に掲載しましたので、ご覧ください。

なお、この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」審議いたしますが、10頁、番号8601番の1件は、五十嵐委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により五十嵐委員の一時退席を願います。

(五十嵐委員退席)

議 長

それでは、番号8601番の1件、五十嵐委員に関連する案件について事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」五十嵐委員に関連する案件について説明いたします。

議案書は9頁をご覧ください。

1の権利の設定の内訳は、借り手人数1名、権利を設定する土地は、田が15筆12,085㎡、新規設定1件です。

2の権利の移転はありません。

詳細については、10頁8601番に掲載しましたので、ご覧ください。

この1件は、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、番号8601番の1件に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、番号8601番の1件を同意することに決定いたします。

(五十嵐委員復席)

<議案第5号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について>

議 長

議案第5号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

三和区

議案第5号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」説明いた

駐在室

します。議案書は 11 頁及び 12 頁をご覧ください。

番号 1 番から 8 番までの 8 件です。

対象地区 8、地区内集落は同じく 8、区域内農地 369ha、近い将来の受け手の状況は中心経営体 62、出し手 3 名で 5.8ha となっています。

12 頁に地区ごとの一覧表を掲載しました。

詳細については、各地区の個表をお手元にお配りしましたので、併せてご覧いただければと思います。

今回、実質化された人・農地プラン案の対象地区 8 件の内、特徴的なプランについて、3 地区のプラン案の説明をいたします。

最初に 1 番、三和区法花寺・中野地区です。地区内に中心経営体である認定農業者が 8 経営体おり、地区内は中心経営体へ農地集約が進んでいる状況です。地区内の農地面積 36.1 ヘクタール、集積面積 29.4 ヘクタール、集積率 81.4% となっております。今後も、農地の集約を図るとともに、地域内の農業者から農地を引き受ける依頼があったときや地区内の中心経営体が現状を維持できない場合には、同じ地区内の認定農業者へ集約する状況となっております。

続きまして 5 番、三和区井ノ口地区については、中心経営体である認定農業者 14 経営体の内、地区内 10 経営体、地区外 4 経営体を中心に農地集積が進んでいる状況です。地区内の農地面積 79 ヘクタール、集積面積 64.4 ヘクタール、集積率 81.5% となっております。今後も地区外からの入り作を希望する認定農業者の受け入れを促進していく状況となっております。

最後に 8 番、三和区沖柳地区です。地区内に中心経営体である認定農業者が 7 経営体おり、地元の中心経営体へ農地集積が進んでいる状況です。地区内の農地面積 43.3 ヘクタール、集積面積 33.3 ヘクタール、集積率 76.9% となっております。沖柳地区においても、1 番と同様に離農などにより農地の貸付希望者がいる場合には、地区内の認定農業者へ集約する状況となっております。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長	以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議 長	<p>【7. 閉会】</p> <p>本日の令和2年度第10回第二農地部会定例会を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時28分)</p>